第１号様式（第７条関係）

京都市修学旅行生緊急帰宅支援助成金事前協議書

|  |  |
| --- | --- |
|  | 　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 申請者の主たる事務所の所在地 | 申請者の名称及び代表者名（担当者名）（電話番号）（　　　）　　－ |

|  |
| --- |
| 　京都市修学旅行生緊急帰宅支援助成金交付要綱第７条の規定により事前協議書を提出します。 |
| 助成対象修学旅行を実施する学校名 |  |
| 助成対象修学旅行の期間 | 　　　　年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日 |
| 助成対象事業の実施予定日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 助成対象事業を実施するに至った経過 | 助成対象修学旅行の旅程中に□　新型コロナウイルス感染症に係る検査により陽性と判明した児童生徒又は引率者（ただし，学校の教員に限る。）が発生した場合□　同居の家族等が新型コロナウイルス感染症に係る検査により陽性と判明した場合 |
|  |
| 対象児童生徒数 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　人 |
| 帰宅の経路及び方法 |  |
| 上記移動に要する経費の見込額 |  |

注　該当する□には，レ印を記入してください。

第２号様式（第８条関係）

京都市修学旅行生緊急帰宅支援助成金交付申請書

|  |  |
| --- | --- |
| （宛先）京都市長 | 　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 申請者の主たる事務所の所在地 | 申請者の名称及び代表者名（担当者名）（電話番号）（　　　）　　－ |

|  |
| --- |
| 　京都市修学旅行生緊急帰宅支援助成金交付要綱第８条の規定により助成金の交付を申請します。 |
| 助成対象修学旅行を実施する学校名 |  |
| 助成対象修学旅行の期間 | 　　　　年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日 |
| 助成対象事業の実施日（帰宅日） | 　　　　年　　月　　日 |
| 助成対象事業を実施するに至った経過 | 助成対象修学旅行の旅程中に□　新型コロナウイルス感染症に係る検査により陽性と判明した児童生徒又は引率者（ただし，学校の教員に限る。）が発生した場合□　同居の家族等が新型コロナウイルス感染症に係る検査により陽性と判明した場合 |
|  |
| 要綱第５条第１項第１号に係る経費の合計 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円　（ア） |
| 要綱第５条第１項第１号に係る経費を要した対象児童生徒数に１０，０００円を乗じて得た額 | 　　人　×　１０，０００円　＝　　　　　　円　（イ） |
| 要綱第５条第１項第２号に係る経費の合計 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円　（ウ） |
| 要綱第５条第１項第２号に係る経費を要した対象児童生徒数に１０，０００円を乗じて得た額 | 　　人　×　１０，０００円　＝　　　　　　円　（エ） |
| 交付申請額（ア・イのいずれか低い額及びウ・エのいずれか低い額の合計）※１校当たり上限40万円 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　円（千円未満切捨て） |
| 添付書類 | □　京都市修学旅行生緊急帰宅支援助成金申請に係る助成対象修学旅行を実施する学校長の承認書（第３号様式）□　助成対象修学旅行の日程表□　京都市修学旅行生緊急帰宅支援助成金申請に係る助成対象事業に要した経費の内訳書（第４号様式）□　助成対象事業に要した経費の支払額が分かる書類（領収書等）□　その他市長が必要と認める書類 |

注　該当する□には，レ印を記入してください。

第３号様式（第８条関係）

京都市修学旅行生緊急帰宅支援助成金申請に係る

助成対象修学旅行を実施する学校長の承認書

|  |  |
| --- | --- |
| （宛先）京都市長 | 　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 学校の所在地 | 学校名及び学校長名（担当者名）（電話番号）（　　　）　　－ |

|  |
| --- |
| 　京都市修学旅行生緊急帰宅支援助成金交付要綱第８条の規定により，本学の修学旅行について旅行業者が申請する内容は正当であることを承認します。 |
| 助成対象修学旅行の期間 | 　　　　年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日 |
| 助成金の申請者（旅行業者名） |  |

第４号様式（第８条関係）

京都市修学旅行生緊急帰宅支援助成金申請に係る

助成対象事業に要した経費の内訳書

１　経路

|  |  |
| --- | --- |
| 出発地 |  |
| （施設の場合は住所） |
| 経路 |  |
| 帰着地 |  |
| （自宅又は施設の場合は住所） |

２　実際に要した経費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 移動手段 | 実際に要した経費 | 備考 |
| ①鉄道 | 　　　　　　　　　　　　　　　　円 |  |
| ②航空機 | 　　　　　　　　　　　　　　　　円 |  |
| ③貸切バス | 　　　　　　　　　　　　　　　　円 |  |
| ④タクシー | 　　　　　　　　　　　　　　　　円 |  |
| ⑤自家用車 | 片道（　　　　　　）ｋｍ×３７円×２　　　＝　　　　　　　　　　　　円 | 保護者等による送迎の往復分 |
| ①～⑤の合計額 | 　　　　　　　　　　　　　　　円 |  |

注　対象となる児童生徒が複数であり，出発地から帰着地までの経路が異なる場合は，それぞれの経路について本内訳書を記入し提出すること。

第５号様式（第９条関係）　　　　　　　　　　　　　　京都市指令産観第　　　号

　　　年　　　月　　　日

（名称）

（代表者名）

京　都　市　長

（担当　産業観光局　　　　　　　　）

京都市修学旅行生緊急帰宅支援助成金交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のありました上記助成金につきましては，下記のとおり交付することに決定しましたので，京都市修学旅行生緊急帰宅支援助成金交付要綱第９条の規定により通知します。

記

１　学校名

２　交付の可否　□　交付可　　□不交付（理由　　　　　　　　　　　　　　）

３　交付額　　　　　　　　　　　　　　　円

４　交付の条件

　⑴　助成金は，本事業の目的以外に支出してはならない。

⑵　本事業については，京都市補助金等の交付等に関する条例により検査すること

がある。

　⑶　上記各号に違反した場合は，この助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

教示事項

１　この決定に不服があるときは，この通知を受け取れた日の翌日から起算して３箇月以内に，京都市長に対して審査請求をすることができる。ただし，当該期間内であっても，この決定があった日の翌日から起算して１年を経過したときは，審査請求をすることができない。

２　また，この通知を受け取れた日（京都市長に審査請求をした場合は，当該審査請求に対する京都市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に，京都市を被告として，京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできる（訴訟において京都市を代表するものは，京都市長となる。）。ただし，当該期間内であっても，この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は，当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過したときは，処分の取消しの訴えを提起することはできない。